

愛知県公立高等学校PTA連合会見舞金について

この見舞金は、学校管理下の事故などについて、本連合会の会則及び見舞金支給規定に基づいて支給されます。本規定の経費は積立基金で賄われます。(但し、積立基金が残余する期間)

1 支給対象及び内容・支給金額

- ① 生徒 死亡・・・500万円（登下校中の場合は1/2）
障害・・・スポーツ振興センター給付額の20%の額
治療・・・スポーツ振興センターに申請した医療費が同一治療月について、7万5千円以上であって、医療費の給付決定がなされた場合、医療費の8%の金額（千円未満切捨て）。
なお、高額療養制度において所得区分による自己負担額に違いが出る場合には、所得区分「一般」によるセンター給付推計額の20%の金額（千円未満切捨て）。
- ② 会員（保護者） 死亡・・・300万円
治療・・・入院8～30日10万円、31日以上20万円

2 支給期間

日本スポーツ振興センターの規定に準じます。但し、日本スポーツ振興センターの給付確定後、速やかにPTA連合会に請求する必要があります。